

中野市立豊田小学校及び豊田中学校整備工事設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、中野市立豊田小学校及び豊田中学校整備工事設計業務（以下、「設計業務」という。）を委託するにあたり、高い技術力と豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的に実施するものである。

2 基本事項

(1) 名称

中野市立豊田小学校及び豊田中学校整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 主催者

中野市

(3) 募集方法

公募型

(4) 選考方針

ア 最適候補者の審査は、審査委員会において行う。

イ 一次審査では、参加表明書の提出者の中から、提出書類に基づき資格審査を行い、技術提案書を提出できる者を選定する。

二次審査では、技術提案書の提出者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、最適候補者及び次点者を選定する。

(5) 性格

本プロポーザルは、最適候補者等を選定するため、設計者の基本的な考え方や設計に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価するものとする。

(6) 担当課

中野市教育委員会事務局 学校教育課 施設係

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電話 0269-22-2111（内線420）

(7) 整備事業の日程 (※予定)

| | |
|--------|----------------------------------|
| 設計者の特定 | 平成 30 年 4 月～平成 30 年 6 月 |
| 基本設計 | 平成 30 年 6 月～平成 30 年 10 月 |
| 実施設計 | 平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月 |
| 整備工事 | 平成 31 年 4 月～平成 33 年 (2021 年) 2 月 |
| 統合校開校 | 平成 33 年 (2021 年) 4 月 |

3 スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで行う。

(※以下の日程は、特記がない限り平成 30 年とする。)

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1)公告 | 3 月 27 日 (火) |
| (2)現地見学会受付 | 3 月 28 日 (水) から 3 月 29 日 (木) まで |
| (3)現地見学会 | 4 月 2 日 (月) から 4 月 3 日 (火) まで |
| (4)質問の受付 | 4 月 4 日 (水) から 4 月 9 日 (月) まで |
| (5)質問の回答 | 4 月 16 日 (月) |
| (6)参加表明書等の提出 | 4 月 17 日 (火) から 4 月 18 日 (水) まで |
| (7)一次審査の結果通知 | 4 月 20 日 (金) |
| (8)技術提案書の提出 | 5 月 14 日 (月) から 5 月 16 日 (水) まで |
| (9)プレゼンテーション | 5 月 22 日 (火) |
| (10)二次審査の結果通知 | 5 月 24 日 (木) |

4 業務概要

(1) 業務名

中野市立豊田小学校及び豊田中学校整備工事設計業務委託

(2) 業務内容

- ア 豊田小学校及び豊田中学校整備工事に係る基本設計・実施設計業務
- イ 整備工事に伴う既存施設の解体工事に係る基本設計・実施設計業務
- ウ 地質調査業務
- エ 測量調査業務
- オ 準備委員会、学校等への説明

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日 (金) までとする。

(4) 整備計画地

中野市大字豊津 4296 番地 1 中野市立豊田中学校

(5) 敷地面積

18,088 m² (※学校施設台帳による)

- (6) 概算工事費
整備工事一式（外構工事、既存施設解体工事等を含む。）
1,700,849 千円（上限額・税込額）
- (7) 計画概要
「別途計画概要書」のとおり
- (8) 業務委託料
69,358 千円（上限額・税込額）
- (9) その他
 - ア 本業務に豊田給食センターの解体撤去に係る設計業務及び工事は含まないこととする。
 - イ 本業務に既存屋内運動場に係る設計業務及び工事は含まないこととする。

5 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書提出日において、次の(1)から(8)までの資格要件をすべて満たす単体企業又はその単体企業を代表者とし、(1)から(3)まで及び(5)から(8)までの資格要件を満たす者（以下「構成員」という。）によって構成される特定建築設計共同企業体（以下「企業体」という。）で(9)の資格要件を満たす者であること。

- (1) 平成 29・30 年度中野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録のある者で、中野市、飯山市、山ノ内町、栄村、野沢温泉村、木島平村、長野市、須坂市、小布施町、信濃町、飯綱町、高山村に本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 建築士法第 5 条の規定による一級建築士免許の登録がされている者（3 月以上の恒常的な雇用関係がある者に限る。）を 5 人以上有していること。
- (5) 中野市建設工事等入札参加者に係る指名停止規定(平成 17 年中野市訓令第 28 号)第 2 条又は第 3 条の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立

てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(8) 中野市暴力団排除条例(平成24年中野市条例第8号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(9) 企業体の要件

ア 企業体の構成員は2者以内であること。

イ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の企業体の構成員でない者であること。

ウ 代表構成員は出資比率の最も多い者であること。

エ 一つの分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

6 業務実施上の条件

「5 参加者の資格要件」の他、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 配置技術者の資格要件

次の要件を備えた管理技術者及び主任担当技術者をそれぞれ1名配置すること。

なお、管理技術者と各主任担当技術者及び各担当分野の主任担当技術者の兼任は認めないものとする。

ア 管理技術者

次の資格要件をすべて満たす者であること。

① 参加者の組織と3月以上の恒常的な雇用関係がある者であること。

また、設計共同体とする場合は代表構成員に所属する者であること。

② 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

③ 平成20年4月1日以降に延べ面積2,000㎡以上の公共建築物の新築、増築、又は改築に係る基本設計又は実施設計業務を管理技術者又は建築（総合）主任担当技術者として担当した実績（異なる組織での実績も可とする。）を有する者であること。

イ 建築（総合）主任担当技術者

次の資格要件をすべて満たす者であること。

① 参加者の組織と3月以上の恒常的な雇用関係がある者であること。

また、企業体とする場合は代表構成員に所属する者であること。

② 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

③ 建築設計業務に5年以上の経験を有する者であること。

ウ 建築（構造）主任担当技術者

次の資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 建築士法第10条の2第1項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者であること。
- ② 建築（構造）設計業務に5年以上の経験を有する者であること。

エ 建築（積算）主任担当技術者

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ① （社）日本建築積算協会が付与する建築積算士の資格を有する者であること。
- ② （社）日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者であること。

オ 電気設備主任担当技術者

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ① 建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
- ② 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）に規定する建築設備士の資格を有する者で、主に電気設計業務に5年以上の経験を有する者であること。

カ 機械設備主任担当技術者

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ① 建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
- ② 建築士法施行規則に規定する建築設備士の資格を有する者で、主に機械設備設計業務に5年以上の経験を有する者であること。

(2) 分担業務分野の再委託

ア 主たる分担業務分野である建築（総合）分野の再委託は認めない。

イ 構造分野の再委託先は、本業務に関与することができる建築士法第10条の2第1項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者が所属していること。

ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士の資格を有する者が所属し、本業務に関与することができる場合は、この限りではない。

ウ 積算分野の再委託先は、本業務に関与することができる（社）日本建築積算協会が付与する建築積算士の資格を有する者、又は（社）日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者のいずれかが所属していること。

ただし、参加者の組織に建築積算士の資格を有する者、又は建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者が所属し、本業務に関与

することができる場合は、この限りではない。

エ 設備分野の再委託先は、本業務に関与することができる建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者、又は建築士法施行規則に規定する建築設備士の資格を有する者で、主に各設備設計業務に5年以上の経験を有する者のいずれかが所属していること。

ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士の資格を有する者、又は建築設備士の資格を有する者で、主に各設備設計業務に5年以上の経験を有する者が所属し、本業務に関与することができる場合は、この限りではない。

(3) 参加に対する制限

審査委員会の委員が自ら設立し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織の参加は認めない。

7 参加表明書等の提出【一次審査】

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式1） 1部提出

イ 参加者の組織に所属する技術者数及び有資格者数調書（様式2）
10部提出

ウ 参加者の主な業務実績調書（様式3） 10部提出

エ 管理技術者の経歴等調書（様式4） 10部提出

オ 主任担当技術者の経歴等調書（様式5） 10部提出

カ 協力事務所調書（様式6） 10部提出

キ 添付資料 1部提出

① 一級建築士事務所登録の写し

② 「参加者の主な業務実績調書（様式3）」「管理技術者の経歴等調書（様式4）」「主任担当技術者の経歴等調書（様式5）」に記載された業務の契約書及び当該施設の概要が確認できる資料の写し

③ 配置予定技術者の資格証の写し

④ 配置予定技術者との雇用関係が確認できる健康保険被保険者証等の写し

⑤ 「6 業務実施上の条件 (1)配置技術者の資格要件」のうち、ア③に係る実績が確認できる書類及びイ③、ウ②、オ②、カ②に係る業務経歴が確認できる書類

⑥ 企業体で参加する場合は、特定建築設計共同体協定書の写し

(2) 提出期間

平成30年4月17日（火）～4月18日（水）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出先

〒383-8614

長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号

中野市教育委員会事務局 学校教育課 施設係

(5) 一次審査の結果

平成 30 年 4 月 20 日（金）までに参加表明書提出者全員に通知する。

8 技術提案書の提出【二次審査】

(1) 提出書類及び提出部数

ア 技術提案書（様式 7） 1 部提出

イ 業務実施方針書（様式 8） 10 部提出

ウ 特定テーマについての技術提案書（様式 9） 10 部提出

エ 本業務及び概算工事費に係る参考見積書（任意様式） 1 部提出

(2) 特定テーマ

ア 配置計画

① 現有敷地での小学校、中学校の配置

② 既存校舎の有効活用

イ 工程・仮設計画

① 統合校開校までの設計及び工事スケジュール

② 生徒、教職員が学校生活を送りながら工事を進めるうえでの仮設計画、及び近隣住民への安全配慮。

ウ 地域・景観

① 地域開放、避難施設についての考え方

② 景観への配慮

エ コスト縮減

① 建設工事費、施設の維持管理経費の縮減

② 財源確保に向けた補助金の活用

(3) 書類作成上の留意事項

ア 「業務実施方針書（様式 8）」は A 3 判横（片面）1 枚、「特定テーマについての技術提案書（様式 9）」は特定テーマ 4 題を A 3 判横（片面）3 枚以内にまとめること。

イ 「特定テーマについての技術提案書（様式 9）」は文章での表現のほか、

簡易な図面、パース等を簡潔に記載すること。

なお、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

(※図面内の文字の大きさは適宜とする。)

ウ 「業務実施方針書(様式8)」及び「特定テーマについての技術提案書(様式9)」については、提出部数の内、1部を除き、提案者(企業体の構成員及び協力事務所等を含む。)が特定できる語句、記号、過去の実績名称等は記載しないこと。

エ 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とすること。

(4) 提出期間

平成30年5月14日(月)～5月16日(水)

午前8時30分～午後5時15分

(5) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(6) 提出先

〒383-8614

長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市教育委員会事務局 学校教育課 施設係

9 参加表明書及び技術提案書に係る質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び技術提案書の作成又は提出に関する事項並びに基本・実施設計業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(2) 質問の方法

ア 提出様式

質問書(様式10)

イ 提出方法

持参、郵送又はFAXによる。

(いずれの提出方法でも受付期間内に必着とする。)

ウ 提出期間

平成30年4月4日(水)～4月9日(月)

午前8時30分～午後5時15分

エ 提出先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市教育委員会事務局 学校教育課 施設係

F A X 0269-22-5901

(3) 質問の回答

提出された質問に対する回答は、平成30年4月16日（月）までに中野市公式ホームページに掲載する。

10 技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングは、次により実施する。

(1) 実施日

平成30年5月22日（火）

(2) 実施場所

中野市役所

(3) 出席者

3人以内とする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは原則として配置予定の管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者が行うこと。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは技術提案書によるものとし、技術提案書の内容の変更、追加は認めない。

ただし、スクリーン等の使用のための編集を行うことは認める。

イ 技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、該当者に別途通知する。

(5) 審査結果

平成30年5月24日（木）までに技術提案書提出者全員に郵送で発送する。

11 審査方法

(1) 審査委員会

最適候補者等の審査は、審査委員会において行う。

(2) 審査方法及び審査基準

審査は2段階方式により行う。

ア 一次審査

参加表明書の提出者の資格審査、および評価項目（事務所の評価、配置予定技術者の技術力、企業体の構成員の評価）を審査する。

イ 二次審査

技術提案書により、評価項目（本業務の目的、与条件などの業務内容

の理解度、特定テーマに対する技術提案、取り組み意欲、独創性、一次審査の結果)に基づき、最適候補者及び次点者を選定する。

(3) 審査結果の公表

- ア 一次審査の結果については、参加表明書提出者全員に通知する。
- イ 二次審査の結果については、技術提案書提出者全員に通知する。
- ウ 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面により説明を求める事ができるものとする。
- エ 前号の回答については、説明を求める事ができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。
なお、電話、電子メール等による問い合わせには応じない。

(4) 失格基準

次のいずれかに該当する場合、失格とする場合がある。

- ア 審査委員会、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 業務実施方針書(様式8)、特定テーマに関する技術提案書(様式9)に提案者が特定できる語句、記号、過去の実績名称等を記載した場合
- エ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

12 現地見学会の実施

(1) 申込方法

ア 申込様式

A4判で様式は自由とする。なお、文書には事務所名、担当部署、参加者氏名、責任者氏名、電話番号を必ず併記すること。

イ 申込方法

持参、郵送又はFAXによる。

(いずれの提出方法でも申込期間内に必着とする。)

ウ 申込期間

平成30年3月28日(水)～3月29日(木)

午前8時30分～午後5時15分

エ 申込先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市教育委員会事務局 学校教育課 施設係

FAX 0269-22-5901

(2) 実施日時

平成30年4月2日(月)～4月3日(火)

午前9時～午後5時

(※各者1時間程度とする。)

- ア 詳細な時間は担当課より「(1)申込方法 ア申込様式」に記載された責任者に電話連絡をすることとする。
- イ 現地見学会に参加できる人数は1者5名までとする。
- ウ 当日は、担当職員の指示に従い、許可された範囲でのみ行動すること。
- エ 担当職員による説明ならびに質疑応答は一切行わない。
- オ 敷地内の写真撮影は可とするが、児童の撮影は一切禁止とする。周辺環境の撮影については自らの責任で行うこととする。

13 契約の交渉

最適候補者と契約締結の交渉を行う。

なお、最適候補者との契約交渉が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。

14 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 著作権及び意匠

- ① 提出された技術提案書の著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。
- ② 技術提案書に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。
- ③ 第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加者にすべて帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

ア 市は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他必要と認めるときには、技術提案書を無償で使用することができるものとする。
この場合、提案者名は明示するものとする。

イ 最適候補者として特定された者の技術提案書は、公開することがある。

(3) 経費の負担

ア 参加表明書及び技術提案書の作成に要した費用は、参加者の負担とする。

イ 書類提出時、二次審査への旅費は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加表明書及び技術提案書の提出は1者につき1件とする。

イ 受理した参加表明書及び技術提案書の差替えは認めない。

- ウ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- エ 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、病床、死亡、退職等の特別な理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更する事は認めない。なお、変更する場合は同等以上の技術者を充て、発注者の了解を得ること。
- オ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面で届け出ること。
- カ 本業務受託者には工事監理業務を発注する予定である。